

整理番号	経-法不-1
------	--------

不利益処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3761)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	商工会議所への業務の一部停止処分
概要	経済産業大臣（注）は、商工会議所の運営が商工会議所法若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによってもなお改善されないときには、処分することができる。
根拠法令等 及び条項	商工会議所法 第59条第1項
処分基準	<p>商工会議所法 経済産業大臣（注）は、商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによってもなお改善されないときには、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。</p> <p>一 業務の一部の停止 二 設立認可の取消し</p> <p style="text-align: right;">（第59条第1項）</p> <p>* 処分理由については事業ごとの裁量多く基準設定が困難である。</p>
ホームページ	
備考	注：商工会議所への業務の一部停止処分権限は経済産業大臣から政令で都道府県知事に定められ、さらに大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により大阪市長にて行われています。